

## 令和7年度第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月5日（水）13時30分～14時20分
2. 開催場所 市役所5階 大会議室
3. 議案  

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について	27件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について	4件
議案第3号 農地の公売に対する買受適格者証明願の承認について	1件
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について	
4. 報告  

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について	8件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について	7件
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について	2件
5. 出席委員 14名  
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番斎藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美德、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 1名  
6番篠崎輝武
7. 事務局 山老事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和7年度第8回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、1番野口委員と2番細谷委員を指名します。両委員、宜しくお願ひいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、27件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、4件、議案第3号、農地の公売に対する買受適格者証明願の承認については、1件、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年10月30日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斎藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、13番秋山委員及び14番片岡委員は退出をお願いします。

一時休憩します。

(秋山委員及び片岡委員、退室)

議長 再開します。

申請番号1及び2につきまして、関連しておりますので斎藤委員より意見発表をお願いします。

11番 番号1と2について説明いたしますが1つずつ説明いたします。

まず番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は上谷字土井下の田2筆、合計1,011平方メートルの農地です。申請理由は、賃貸人は高齢のため農業経営を縮小したい、賃借人は農業経営拡大のためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、全て整っており、許可相当と判断します。

続いて番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は福俵字新畑の田2筆、合計2,124平方メートルの農地です。申請理由は、賃貸人は高齢のため農業経営を縮小したい、賃借人は農業経営拡大のためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は川場字荒敷向の田1筆、33平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は形を整えるため、譲受人も形を整えるためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号4につきましても、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は川場字城近前の田1筆、2,244平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号5につきまして、斎藤委員より意見発表をお願いします。

11番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は福俵字仲仙道の田3筆、合計3,295平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は廃業のため、譲受人は農業経営拡大のためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号6につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大沼字南と大沼字勝見田の田2筆、合計4,035平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号7につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号7について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転

の申請です。申請地は関内字八郎の田3筆、合計1,679平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は老齢化により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号8及び9につきましても、関連しておりますので一括して細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 まず番号8について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は上谷字番匠沼の田3筆、合計3,086平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

続いて番号9について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は上谷字番匠沼の現状田1筆、714平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号10及び11につきまして、関連しておりますので一括して石井委員より意見発表をお願いします。

9番 まず番号10について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は一之袋字上水井と一之袋字西原の田3筆、合計2,937平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は老齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

続いて番号11について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は一之袋字上水井の田1筆、396平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認

したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号12及び13につきましても、関連しておりますので一括して石井委員より意見発表をお願いします。

9番 まず番号12について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字堀之内の畠1筆、169平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。當農計画においては落花生の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

続いて番号13について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字堀之内の畠1筆、99平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。當農計画においては落花生の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号14につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号14について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は前之内字鹿橋の田1筆、1,021平方メートルと殿廻字蛭谷及び殿廻字北遠谷の田3筆、1,053平方メートル、合計2,074平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は遠方終活のため、譲受人は農業経営拡大のためです。當農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号15につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号15について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字北西の畠1筆、139平方メートルと田1筆94平方メートル、合計233平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。當農計画においては野菜と水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許

可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号16から19につきまして、関連しておりますので一括して斎藤委員より意見発表をお願いします。

11番 まず番号16について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は田中字御堂法の田1筆、畠3筆、宅地1筆現況は畠、合計2,751.28平方メートルの農地です。申請理由は、賃貸人は遠方に住んでいるため農地の管理が出来ない、賃借人は農業経営拡大のためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

続いて番号17について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は田中字御堂法の田1筆と畠2筆、合計1,218平方メートルの農地です。申請理由は、賃貸人は農家で無いため管理が出来ない、賃借人は農業経営拡大のためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

続いて番号18について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は田中字中屋の田1筆、978平方メートルの農地です。申請理由は、賃貸人は農家で無いため管理が出来ない、賃借人は農業経営拡大のためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

続いて番号19について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中字岩木の田1筆、4,049平方メートルと畠2筆、611平方メートル、及び田中字中屋の田1筆現況は畠、2,467平方メートルと田中字中屋の畠2筆、1,699平方メートル、合計8,826平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は子が代表である法人に所有権を移し、譲受人は法人としての農業経営拡大のためです。用途としてはビニルハウスでのいちご栽培及び販売を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号20につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号20について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移

転の申請です。申請地は下谷字新免の田2筆、合計2, 111平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は市外のため離農、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号21から27につきましても、関連しておりますので一括して細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 まず番号21と番号22については、譲受人と譲渡人が同一のため、一括して説明いたします。

本件は、農地法第3条第1項の、区分地上権の設定を伴う更新の手続きです。申請地は、荒生字上野及び宿字南原の畠、計7筆、7, 158平方メートルの一時転用の農地です。申請理由は、譲渡人は効率化のため、譲受人はより専門的に営農するためです。また総会資料では、譲受人において、営農型太陽光に伴う必要な措置を行うためとなっております。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

続いて番号23から番号27についても、譲受人と譲渡人が同一のため、一括して説明いたします。

本件は、農地法第3条第1項の、区分地上権の設定を伴う更新の手続きです。申請地は、家徳字長十郎野及び宿字南原並びに宿字申新田の畠、計13筆、8, 489平方メートルの一時転用の農地です。申請理由は、譲渡人は効率化のため、譲受人はより専門的に営農するためです。また総会資料では、譲受人において、営農型太陽光に伴う必要な措置を行うためとなっております。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから10ページをお願いいたします。

申請番号1及び2は、賃借権の設定の申請です。

場所は、東金九十九里有料道路の福俵パーキングの南東、約250メートル及び南、約150メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人はいずれも農作業を委託したいため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権を設定することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、川場の菊地キムチ店の北東、約250メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人、譲受人とも農地の現状に合わせて筆の形状を整えるため地籍調査事業において分筆し、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、川場の菊地キムチ店の北、約600メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、東金九十九里有料道路の福俵パーキングの南西、約700メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号6は、贈与による所有権移転の申請です。

場所は、宿の佐久間商店の南、約700メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は老齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号7は、贈与による所有権移転の申請です。

場所は、豊成小学校の西、約700メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は老齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号8及び9は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、上谷の飯島寺の南西、約600メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人はいずれも農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号10及び11は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、一之袋の延命寺の北西、約300メートル及び約500メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人はいずれも農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号12及び13は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、北之幸谷の妙徳寺の南、約200メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人はいずれも農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買す

ることとなったものです。作付作物は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号14は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、殿廻公民館の北西、約500メートル及び約600メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は遠方に住んで農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号15は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、東金特別支援学校の東、約100メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、野菜一般、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号16から18は、賃借権の設定の申請です。

場所は、田中の法光寺の東、約300メートル及び北、約100メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人はいずれも農家でないため耕作できず農地の管理が負担であるため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権を設定することとなったものです。作付作物は、いちごです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号19は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、田中の法光寺の北、約50メートルから約200メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は高齢のため、子が代表の法人の農業経営を拡大させるため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、いちごです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号20は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、特別養護老人ホーム福岡福福の里の北、約400メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は遠方に住んでおり農地の管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作物は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号21から27は、区分地上権の設定の申請です。

場所は、宿、荒生、家徳の各集落内に点在しています。本件は営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合で、民法第269条の2第1項に規定する区分地上権を設定するものです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(秋山委員及び片岡委員、入室)

再開します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による賃借権設定に伴う一時転用の申請です。申請地は、家徳字桜田の田1筆、744平方メートルの農地です。転用の目的は公共工事仮設作業用地です。埋め立て工事は行わず、排水についても汚水は発生しません。雨水は敷地内処理をする計画です。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号2につきましても、片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による賃借権設定に伴う転用の申請です。申請地は、東中字東金道の畠1筆、1,328平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電設備用地です。雨水は敷地内処理をする計画です。周辺農地への被害防除対策については、フェンスを設置します。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による賃借権設定に伴う一時転用の申請です。申請地は、宿宇南原の畠1筆、1,013平方メートルのうち、3平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電施設を狙った電線

盜難に対処するためフェンスで電柱を囲み、盜難防止をするものです。汚水は発生せず、雨水は敷地内処理をする計画です。一時転用期間は許可後から令和8年4月23日までとなります。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号4につきましても、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による賃借権設定に伴う一時転用の申請です。申請地は、宿宇南原の畠2筆、360平方メートルのうち、1平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電施設を狙った電線盜難に対処するためフェンスで電柱を囲み、盜難防止をするものです。汚水は発生せず、雨水は敷地内処理をする計画です。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の11ページをお願いいたします。

申請番号1は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、山武郡市広域水道企業団の敷地のすぐ南側に位置しています。転用の目的は、山武郡市広域水道企業団の事務所敷地内南側駐車場の土留改修工事の仮設作業用地です。立地基準につきましては、申請地は、農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、山武郡市広域水道企業団で予算措置されており、予算書の写しが添付されています。

申請番号2は、賃借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、東中の東金重機サービスの北西側に隣接しております。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となり得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、宿の佐久間商店の南西、約170メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設の電柱用フェンスです。敷地内の電柱に付随する電線の盜難防止のために電柱の周囲にフェンスを設置するものです。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号4は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、宿の佐久間商店の南西、約180メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設の

電柱用フェンスです。敷地内の電柱に付随する電線の盗難防止のために電柱の周囲にフェンスを設置するものです。所要資金につきましては、全額、融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。出席委員多数の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地の公売に対する買受適格者証明願の承認について審議に入ります。

はじめに事務局より説明願います。

事務局 議案書の12ページをお願いします。

本議案につきましては、国税局が行う農地の公売に参加する際に必要となる買受適格者証明書の交付願い出に対し、願い出人が農地法第3条の許可基準を満たしているか否かを審査していただくものでございます。願い出人が買受適格者証明書の交付を受け、落札者となった場合は、農地法第3条の許可申請書が提出されることになります。この場合、再度総会に諮ることなく、許可書を交付することになりますので、ご了解願います。

説明は以上です。

議長 それでは、番号1につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号1について説明いたします。本件の場所は、御門字蛇喰沼（じやばみぬま）の田3筆、954平方メートルの農地です。申請人は農地法第3条基準を満たしており、また農地の管理、耕作も長年従事しておりますし、両総土地改良支部の前年度までの賦課金も全て納めております。必要書類も全てそろっておりますので買受適格者として判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の12ページをお願いします。

番号1は、御門字蛇喰沼（じやばみぬま）の田、3筆、面積954平方メートルの案件です。御門の妙善寺の北西、約800メートルに位置しています。証明願に添付された3条許可審査書類によりますと、当該農地は申請者の耕作地に隣接しております。なお、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地の公売に対する買受適格者証明願の承認について、原案どおり賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。議案書は13ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。

本議案は、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権の設定で、田中の耕作者1名と大沼田の耕作者1名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認可基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。  
次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の14ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。9月26日から10月25日までに受付した案件は1件です。相続により所有権を取得しました。

議案書の15ページから18ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。9月26日から10月25日までに受付した案件は8件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。議案書の19ページから20ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。7件の照会があり、現地調査を10月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、照会番号7の一部の筆については、筆界未定等により現地確認が困難であると回答し、その他は農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものであります。

報告第4号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和7年10月10日付けで東金市長より、農地2筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」で回答したものであります。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和 7 年 1 月 5 日